

平成29年度教育委員活動及び事務事業
自己点検・評価結果報告書

平成30年11月

さつま町教育委員会

目 次

I	教育委員会の自己点検・評価制度の概要等	1
1	制度の概要	
2	さつま町教育委員会の取り組み方針	
(1)	教育委員の活動状況等	
(2)	事務局事業の評価等	
(3)	評価の方法等	
II	教育委員会の自己点検・評価	2
1	教育委員の活動等	
2	教育委員会事務局の活動等	
(1)	教育総務課	
(2)	学校給食センター	
(3)	学校教育課	
(4)	社会教育課	
III	自己点検・評価に対しての 学識経験者からの意見要望等	11
IV	自己点検・評価結果	13
1	教育委員活動	
2	教育行政の重点施策の推進状況 (担当課及び教育委員による)	
	[資料]	15

教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する要綱
地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (抜粋)
さつま町教育委員会 教育委員名簿

I 教育委員会の自己点検・評価制度の概要等

1 制度の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定により，教育委員会は「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価」を行い，その結果に関する報告書を作成し，議会に提出するとともに，住民に対して公表することとされている。

また，その実施に当たっては，教育に関し学識経験者の知見の活用を図ることとされている。

2 さつま町教育委員会の取組方針

教育委員会としては，次の二つの観点から点検・評価を実施した。

一つは教育委員の活動状況を教育委員自身が自己点検・評価を実施することとし，二つは，事務局実施の事業について，関係各課が自己点検・評価を実施し，それをもとに教育委員がさらに評価を実施することとした。

なお，本年は，6月に事務事業評価による自己点検・評価を実施し9月から10月に教育委員による評価を実施，その後学識経験者の意見等を聞き，11月の教育委員会を経て，12月議会に提出することとした。

(1) 教育委員の活動状況等

教育委員会会議の運営・改善，教育委員研修・活動等の項目とし，自己評価をすることとした。

(2) 事務局事業の評価等

各課の事務事業について，各担当が自己点検・評価を実施し，さらに各課長が点検・評価をしたものを教育委員が点検・評価することとした。

(3) 評価の方法等

教育委員の活動状況評価は，教育委員の評価の平均，事務局事業の評価は，各担当の評価，各課長の評価に基づき各教育委員が評価し，その平均とした。

Ⅱ 教育委員会の自己点検・評価

1 教育委員の活動等

研修および活動等については、平均4.21の評価点であり、概ね良好と判断される。

- ・ 教育委員会会議については、会議資料の事前配布や関連資料の配付により審議内容の事前確認に努め、活発な論議が展開され、活性化が図られた。
- ・ 改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、町長が招集する総合教育会議において、事業年度の具体的取組実績及び事業計画について意見、協議するとともに「家庭教育の推進」及び「学力向上」への取組について報告、協議を行った。
- ・ 全小・中学校への学校訪問や各種団体行事、地域行事へ積極的に参加した。今後においても機会を捉えて参加していく。
- ・ 町長マニフェストの取組み状況について学校経営報告会を実施し、各学校の実践状況を把握するために、校長面談を実施した。
- ・ 教育委員会の活性化を図るため、九州地区市町村教育委員会研修大会へ参加し他自治体の取組状況など情報収集を行った。
また、特別支援教育に関する研修として県立出水養護学校、クオラバンビーノの視察を行った。
- ・ 教育委員会終了後に毎回委員研修会を実施し、町教育の現状やお互いが持つ情報の共有化により、委員として教育行政に関する資質向上に努めた。今後においても、委員自身の自己研修および相互研修の充実により、教育委員会の活性化を図っていきたい。

2 教育委員会事務局の活動等

各課における事務事業の推進状況についても、平均7.60（委員評価7.60）の評価点であり、概ね順調に推進されていると判断される。

各課における特記事項として、次のことが挙げられる。

(1) 教育総務課

- ・ 教育委員会の会議については、年間12回の定例会と2回の臨時会を開催し、教育行政に関する意思決定を行った。
- ・ さつま町教育行政の指針となる「教育振興基本計画（後期計画）」に

基づき、教育に関する各分野の事務についてその推進を図った。

- 高等学校，大学等へ就学する者のうち，経済的な理由により学費の支出が困難な者に対し学費を貸与し，保護者の経済的負担の軽減と就学奨励に努めた。平成29年度は，新規貸付申込10名，継続分26名の合計36名に奨学資金の貸与を行った。
さらに，平成30年度からの貸与者を対象に貸与要件の見直しと，奨学資金返還支援制度を創設した。
- 経済的に困窮する家庭に学用品や修学旅行費などを補助する就学援助について，平成29年度は小学校で122世帯168人に，中学校では78世帯95人に対し支援を行った。
- 遠距離通学生への通学費の補助を実施し，保護者の負担軽減を図った。
- 学校規模等適正化に伴う学校再編について，第一次再編計画に基づく通学バスについては，盈進小2コース，柏原小1コースを運行し，学校・バス会社・町教育委員会で連携をとりながら情報の共有化を行い，課題解決へ取り組むとともに，安全で安心できる通学環境の確保に努めた。
また，第2次再編計画について対象地区住民及び保護者等への説明会を実施し，流水小学校と鶴田小学校について平成34年4月の再編が決定した。
中学校再編準備委員会は年3回開催し，校歌・校章・校訓，制服が決定した。また，通学バスの運行についても民間バス事業者や町が運行する公共交通対策担当課との協議を重ね通学手段の確保に努めた。
- 平成31年4月の新宮之城中学校再編に向け，校舎増築等工事に着手すると共に，クラブハウス建設工事設計業務委託及びグラウンド整備測量設計業務委託を実施した。また，その他の小・中学校において老朽施設の修繕や，設備の更新などを行った。
- 児童・生徒用パソコンは，長期継続契約により計画的に整備を行っており，平成29年度は小学校への不足する台数を追加整備した。また，校務用・教務用パソコンのトラブルへの対応や修繕等を実施した。
- 教職員住宅について，平成29年度における管理戸数は68戸となっており，その大半が老朽化している状況である。その中で，風呂や浄化槽修繕，給湯器等の改修などその維持管理に努めた。また，教職員住宅の空き家の有効活用を図るため，28戸を一般へ貸付けている。
また，老朽化が著しい宮之城中学校教頭住宅を新築し，盈進小学校教

頭住宅の建築設計を行った。

(2) 学校給食センター

- ・ 「安全」「安心」な給食を提供するため、「学校給食衛生管理基準」に基づき、施設・設備等の衛生管理に努めた。また、職員等の健康観察や健康管理の徹底を図るとともに、衛生研修会の開催や各種衛生管理研修会への参加により、衛生管理の向上に努めた。
- ・ 学校や自宅における児童・生徒の食事の状況等を踏まえ、給食全般に関する課題や問題点等を協議・検討するため、学期ごとに学校給食担当者会を開催した。
- ・ 食材の安全性を確認するため、納入業者から残留農薬検査書・品種識別検査書・食品検査成績書・放射性物質検査報告書等の提出を求めた。
自主検査として毎学期5品目の食材検査（一般細菌類・大腸菌群・サルモネラ属菌・黄色ブドウ球菌・カンピロバクター）を実施した。
- ・ 栄養教諭による学校訪問等で、「食育」をはじめ正しい食事の在り方や望ましい食習慣等の指導を行った。
- ・ 地産地消については、町内産の食材を使用した給食を提供した。
黒毛和牛肉、早堀たけのこ、茶、金柑、豚肉の町内生産者と交流給食を実施した。
- ・ 米飯給食については、週4回地元産米のヒノヒカリを使用した給食を提供した。
- ・ ホームページによる情報の提供に努めた。
- ・ 給食費については、関係各課、学校、PTAとの連携のほか、児童手当・就学援助費からの徴収に努めた。収納率は99.9パーセントであった。
- ・ 学校給食センターの1センター化・民間委託については、学校給食センター運営委員会で状況を説明し、事務局及び関係担当課との検討・協議を行った。

(3) 学校教育課

- ・ 校長研修会（年6回）・教頭研修会（年5回）の開催や県外での研修会への参加等により、管理職の資質の向上に努めた。
- ・ 学力向上やいじめ等への対応、教員の資質向上等について、各学校の実践状況等を把握するために、教育委員による校長面接を実施し、その推進を図った。
また、町長マニフェストにより学校の特色化・活性化を推進するため、学校活性化推進事業においては、各学校の活性化推進計画の内容により補助金を傾斜配分し、重点的に取り組むよう働きかけるとともに「さつま学」（郷土教育）の充実に努めた。
- ・ 「さつま学」を充実するために、「さつまっ子チャレンジ教室」を実施し、小中学生と町外で専門の勉強をして頑張っている本町出身の大学生等が交流することで、さつま町の良さを再認識したり、よりよく成長するために必要なことを共に考えたりする等、成長のきっかけづくりになるように努めた。
また、「さつまカルタ」の一層の活用推進と、郷土への愛着や理解を深めさせるために、「さつま検定」の問題を作成し、検定を実施した。
- ・ 年度始めの町教委訪問や北薩教育事務所との合同訪問には、教育委員も参加し、全小・中学校への訪問により、実態把握に基づく指導に努めた。また、この訪問と教育委員による校長面接とを密接に連携させることにより、継続した指導に努めた。
- ・ 小・中・高連携研究会や小学校授業力向上事業、中学校学力向上総合プランによる研究等を通し、児童生徒の学力向上、教員の指導力向上に努めた。
- ・ 町教育研究会主催による中学校の各教科における授業を通じた研修や小学校授業力向上研修会の実施、鹿児島学習定着度調査等の結果分析を基にした研修等により、教師の指導力の向上を図るとともに、授業改善に努めた。また、「鹿児島チャレンジ」「鹿児島ベーシック」を印刷・製本・配布し、学力向上に生かした。
- ・ 「さつまとの3構え（身構え・心構え・物構え）」を全小・中学校で推進し、学習への構えを整えさせるとともに、「さつまっ子家庭学習のポイント」を全ての家庭に配布し、その必要性や保護者の関わり大切さを周知することにより家庭学習の充実に努めた。
また、帰りの会の時間を使って家庭学習の計画を立てる「さつまタイム」を全小・中学校で実施し、児童生徒が自主的な家庭学習ができるよう、家

庭学習の充実に努めた。

- ・ 特別支援教育を充実させるために、管理職に対する研修や特別支援学級の担任による情報交換を充実させるとともに、特別支援教育支援員を全小・中学校に18人派遣し、特別な支援を要する児童生徒の学習への援助に努めた。

また、児童生徒の実態に応じた適正な就学ができるよう子ども支援課との連携強化、専門員による教育相談の充実を図った。

- ・ 読書に主体的に親しませるため、学年別推薦図書をもとめた「さつま読書のすすめ」をもとに、「親子20分読書」の推進や「読み聞かせ」など本町の特色ある読書活動の支援を行った。また、「さつまっ子読書奨励賞」を設け、多読者や図書委員会等での本に親しむ環境づくりに励んだ児童生徒等に授与し、意欲付けを図った。
- ・ A L T（外国語指導助手）の活用や「理科支援員配置事業」による複式学級での理科支援等の運用により、個に応じたきめ細かな指導と確かな学力の定着に努めた。
- ・ 文部科学省から県教育委員会を通して「人権教育総合推進地域事業」の委嘱も3年目の最終年となり、自分を大切にするとともに、他の人も大切に取る取組を推進し、さらに周知に努めるとともに、宮之城中学校において研究授業を通じた研究公開を開催した。
- ・ スクールソーシャルワーカー・教育相談員等を派遣し、不登校（傾向）や生徒指導上課題のある児童生徒、及びその保護者にきめ細やかに対応するとともに、適応指導教室の活動充実により、特に不登校（傾向）児童生徒の生活リズムの改善や学習の習慣化に努めた。
- ・ 体力・運動能力調査等をもとに、児童生徒の体力や健康状況を把握し、一校一運動、水泳・陸上記録会、「チャレンジかごしま さつまランキング」の実施等を通して、心身共にたくましい児童生徒の育成に努めた。
- ・ 10月1日の「学校安全の日」の取組の充実や毎月1日の安全点検、交通教室、不審者対応訓練等の安全指導を徹底し、児童生徒の安全に対する意識を高めるとともに、事故等の防止に努めた。また、警察やスクールガードリーダーとの連携により、登下校の安全確保を徹底するようにした。
- ・ 土曜授業を4月から2月まで10回実施し、学力向上を中心にした教

育活動の実施や保護者・地域住民の協力を得やすい行事等を行い、有効な活用を推進した。

(4) 社会教育課

- ・ 生涯学習を推進するため、生涯学習講座（23 講座）や高齢者学級（大学）の開講、町職員によるさつまの郷出前講座（39 メニュー中 22 講座）を実施し、地域サロンや高齢者学級・各種サークルなどに活用された。
- ・ 「人・自然・元気がやぐさつま町」を大会テーマとして町民大会を開催し、約 500 人の参加のもと、各種表彰や生涯学習発表、講演会（内村周子さん「夢を追い続けて～諦めない！ポジティブに！いつも元気なその秘訣～」）などを行い学習意欲等の向上に努めた。
- ・ 青少年の健全育成を図るため、地域や学校、子ども会、PTA など各種団体に組織する「さつま町青少年育成町民会議」における連携した各種取り組みや、年間を通じた「さつまふるさと体験塾」の開講、ジュニアリーダークラブの育成に努めた。青少年交流については、中種子町と交流を行った。
- ・ 「さつまの日（青少年育成の日と家庭の日）」を充実するため、町広報紙を活用した啓発活動や「親子で楽しむカヌー体験」、「親子再生可能エネルギー工作教室」などを開催し、親子のふれあい交流に努めた。
- ・ 区公民館や公民会活動の促進を図るため、運営補助金を交付するとともに、区公民館長連絡協議会定例会（年 6 回）や研修会を開催し、地域活性化の基盤づくりに努めた。また、第 68 回九州地区公民館研究大会大分大会へ参加した。
また、公民館施設整備事業を 11 区公民館・公民会に実施した。
- ・ 公民会の合併の促進を図るため、橋掛公民会、境田公民会及び搦公民会に対して、平成 30 年 4 月 1 日の合併に向けた支援を行った。（平成 30 年度から「未栄の郷」公民会となる。）
- ・ 佐志地区公民館及び山崎地区公民館の指定管理への移行に向けた協議を地元公民館と行い、佐志地区公民館については、平成 29 年度から佐志区において指定管理を実施した。
なお、山崎地区公民館については、平成 29 年度中に協議が整い、平成 30 年度から山崎区において指定管理を実施することとなった。

- ・ 家庭教育については、町内の全小・中学校、幼稚園、保育所での家庭教育学級の開設を支援した。新入学児童の全保護者を対象にした子育て講演会を3会場で開催し175人が参加した。更に、インターネットやスマートフォン・ゲームの普及に伴い、これの依存症が問題となっていることから、児童生徒の保護者を対象に、医学的な立場から「子どもの脳を守る講演会」を3会場で開催し204人が参加した。
- ・ 平成29年度末で個人34人、団体7団体（147人）、合計181人の学校応援団への登録があり、農作業体験や調理実習、読み聞かせ、交通安全見守りなど、幅広い分野で学校教育活動の支援や家庭教育の支援に務めた。
- ・ 人権同和教育については、人権フェスティバル（講演：坂本義喜さん「いのちと仕事～いのちをいただく～」）の開催や、家庭教育学級の中での人権研修の実施、集会所事業における生涯学習の実施など人権研修の充実に努めた。
- ・ 読書活動の推進を図るため、親子への読み聞かせ指導と絵本などのプレゼントを行うブックスタート事業や、広報さつま1ページを使った「図書館へ行こう！！」の掲載、読書感想文・感想画コンクール、「お話の部屋スペシャル」などを開催し、読書に親しむ機会の提供に努めた。また、第三次子ども読書活動推進基本計画の策定を行った。
- ・ 「おはなしコンサート」を夜のこども図書館～えほんの森～で開催し、絵本や紙芝居等と共にハーモニカ演奏やバイオリン演奏、独唱を披露し、184人の来場があった。
- ・ 社会体育の振興を図るため、町体育協会と連携し、地区対抗の各種スポーツ大会や、菊水旗など専門部における各種競技大会の開催を行い、町民の体力向上・健康の増進を図り、地域間の親睦、融和、競技力の向上に努めた。（町体育協会開催5大会）
- ・ 生涯スポーツの振興として、ふれあいサロンや健康づくりグループ活動に出向き、さつまとの郷出前講座を活用したニュースポーツの紹介・体験活動を行い、主体的・継続的にスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、健康で心豊かな生活を送るための健康づくりの普及、啓発に努めた。（10団体 12回 延べ165人）
- ・ B&G海洋センター事業として、水辺の安全教室（小学校6校409人）、水泳記録会（スポーツ少年団2団45人）、水泳教室（8回延べ

121人)を実施し、体験活動を通して水に親しむ心を育むと共に、水の事故ゼロを目指した水の安全教育に努めた。

- 社会体育施設の適切な管理と効率的な運営を行い、安全・安心で快適な利用を促進し、町のスポーツ振興及び体育文化の向上並びに町民の健康増進を図った。宮之城武道館内壁等修繕、柏原グラウンド夜間照明施設設備撤去工事、B&Gプール上屋膜体修繕や夏場の暑さ対策として大型扇風機の購入（宮之城総合体育館7台、鶴田体育館3台）などを実施した。
- 第75回国民体育大会に向けての推進として、町準備委員会第2回総会を開催し、基本方針を決定した。
- 町内の小中高吹奏楽部及び宮之城吹奏楽団、吹奏楽経験者が一同に会し、「～空まで響け、さつまの音色～みんなで築くこの町に」と題して18回目を迎える「みやんじょ吹奏楽フェスタ2018」を開催した。
今回は、指揮者体験のほか、大河ドラマ「西郷どん」のテーマをはじめ、様々なジャンルの曲が演奏された。フィナーレは来場者との全員合唱で幕を閉じた。また、災害復興支援の義援金を募り、全額を東北吹奏楽連盟に寄付した。
- 「第13回さつま美術展」を開催し、芸術文化の振興に努めた。
なお、テーマの部(テーマ「さつま町の祭り・郷土芸能」)に66点、自由の部795点の応募があり、優秀作品は宮之城文化センター等に展示し、広く町民に鑑賞の機会を提供した。
- さつま町文化協会主催の第5回こども文化祭及び各支部文化祭の開催、専門委員会の活動を支援するとともに、郷土史研究会や宮之城人形復興会、文化財ボランティア等の活動を支援した。
- ふるさとの貴重な歴史資料を保管する宮之城歴史資料センターでは、西南戦争140周年と大河ドラマ「西郷どん」放映時期に合わせ、企画展として7月1日から9月24日にかけて「西南戦争140周年さつま町と西南戦争」(入館者517人)と、1月10日から4月18日まで「西郷菊次郎と永野金山」(来館者517人)を開催した。また、関連事業として県内の鉾山所有市町村の金山活用事例等の発表と意見交換を目的とした「第2回鹿児島県金山交流会」を開催した。
- 開発行為に伴う埋蔵文化財発掘調査として2件の確認調査・本調査、5件の試掘調査・工事立会を実施するとともに、発掘調査の終了した大

願寺遺跡・東原遺跡の整理作業及び報告書の作成を行った。

- ・ 平成28年度より国の補助金を活用して、宗功寺墓地の発掘調査及び墓石等の測量調査を実施した。今年度で墓石等の実測を終え、来年度周辺地形測量や墓石配置図，空中写真撮影業務，整理作業を行い，平成31年度に文化庁への意見具申・国指定を目指す。

Ⅲ 自己点検・評価に対しての学識経験者からの意見・要望等

- ・ 平成30年度から奨学資金返還支援制度を創設し定住対策を図って行くとのことで良い制度だと思っているが、できるだけ多くの生徒が活用できるように学校等への周知を図ってほしい。
- ・ 給食センターの1センター化・民間委託の検討・協議が行われているとのことだが、配送距離も遠くなることから衛生面にも配慮し、できるだけ暖かい給食を子ども達に届けられるよう配慮いただきたい。
- ・ ホームページによる情報の提供に努めたとあるが、宮之城給食センターで作られた給食についてはホームページ上で献立表と実際の給食の写真が掲載されていて、保護者も確認できて大変ありがたい。
- ・ 「さつま学」の充実のために「さつまカルタ」の活用や、「さつま検定」を実施されておりユニークな取組で面白いと思うが、さつま検定については意味のあるものとなるよう内容の充実を図ってほしい。
- ・ 鹿児島チャレンジ、鹿児島ベーシックについては良い取組で教育に活かされているので、今後も継続してほしい。
- ・ 小学校でも今後外国語の授業が始まり重要な科目に位置づけられると思うが、語学力の向上のためALTの増員をお願いしたい。
- ・ 「さつまっ子チャレンジ教室」では初めて薩摩中央高校を会場に開催されたが、小・中・高連携の一環として地元の高校を紹介する意味でも大変ありがたい。今後も同じ会場で内容の充実を図ってほしい。
- ・ 佐志地区公民館、山崎地区公民館の指定管理への移行については、地域の特色を活かした運営を行ってほしい。
- ・ 「さつまの日」について、以前は保護者の間でも親子のふれあいの日として部活動等も自粛されていたが、最近は知らない保護者が多いのもっと周囲を図って欲しい。
- ・ 「子どもの睡眠と脳を守る！我が家のルール7か条！！」のファイル、ポスターは内容が素晴らしい。更なる啓発を図ってほしい。
- ・ 楠木神社は歴史的価値があり、文化資源を活かした活性化に取り組ん

でもらいたい。

- 国が外国人労働者の受け入れのための政策を示していることから、本町においても今後外国人が増加して行くことが予想されるが、町としてもより良い関係を築いていくため交流の場を作ってもらいたい。
- 町内でも多くの外国人が生活されているが、生活環境や文化の違いから公共の場所や生活している地域でのマナー違反が見られるので、日本のマナーを理解してもらうために、外国人への説明や案内を行っていく必要があるのではないか。

IV 自己点検・評価結果

1 教育委員活動

評価項目		評価の観点	評価	備考(反省点)
1 教育委員会の 会議の運営・ 改善	1	定例会・臨時会の会議は適切に開催されたか。(回数・時期・日程・審議件数等)	5.00	
	2	事前資料・関連資料等の配付が適切になされたか。	4.67	
	3	必要に応じて、報告・連絡・相談及び事前勉強会や相互研修等がなされたか。	4.33	
	4	議案(報告)等の審議にあたっては適切な意見交換がなされ十分審議されたか。	4.67	
	5	委員の意見・提案は施策に反映されたか。	3.67	
	6	会議及び会議録の公開・広報等は適切になされたか。	4.33	
2 委員の研修等	7	国・県・地区・町等のバランスのとれた研修計画がなされたか。	4.33	
	8	当面する課題に対する研修が適切になされたか。	4.33	
	9	研修の成果が施策に反映されたか。	3.67	
3 委員の活動等	10	教育委員会主催行事・学校行事・各種団体主催行事・地域行事等の委員への連絡・通知等は適切になされたか。	4.67	
	11	教育委員会主催行事・学校行事・各種団体主催行事・地域行事等の委員の参加は適切になされたか。	4.67	
	12	各種行事等に対する改善点について委員の意見・提案がなされたか。また、意見・提案は改善等に反映されたか。	3.67	
	13	委員による町民等からの相談・意見・情報等の把握及びそれらに対する適切な対応がなされたか。	3.67	
	14	委員と町長・副町長・議会等との情報交換会等は適切になされたか。	3.33	

評価 (注1) 評価点 5 = 〈たいへんよくできた〉 4 = 〈よくできた〉 3 = 〈ふつう〉
2 = 〈やや不十分〉 1 = 〈不十分〉

(注2) 総合評点 全ての評価点の平均点(合計点÷14)

総合評点 4.21

2 教育行政の重点施策の推進状況（担当課及び教育委員による）

目標	課名	番号	事務事業名	評価					
				担当課	教育委員				
教育と文化の薫る生涯学習推進のまち	教育総務課	1	さつま町奨学資金貸与事業	8	8				
		2	学校の再編	9	7				
		3	小学校PC整備事業	9	9				
		4	中学校PC整備事業	9	9				
		5	読書に親しむ活動推進事業	8	8				
		6	共済住宅整備事業	7	8				
		7	幼稚園教育	6	7				
		8	未就園児の保育体験(おひさまクラブ)事業	6	7				
	給食センター	9	学校給食の地産地消の推進	6	8				
		10	学校給食センターの民間委託の検討	6	5				
	学	校	11	外国青年招致事業	9	9			
			12	小・中・高連携推進事業	9	7			
			13	学校活性化推進事業	7	6			
			14	さつま学(郷土教育)の推進	9	9			
			15	町教育研究会事業	9	9			
			16	さつま町特別支援教育支援員派遣事業	9	9			
			17	理科支援員等実践研究事業	9	10			
			18	小学校授業力向上推進事業	8	7			
		教	育	19	中学校授業力向上推進事業	8	7		
				20	「早寝・早起き・朝ごはん運動」推進事業	7	7		
				21	生徒の教育相談	9	7		
				22	スクールカウンセラー事業	8	8		
			課	23	スクールソーシャルワーカー活用事業	9	9		
				24	さつまっ子読書推進事業	8	7		
				25	町適応指導教室事業	9	8		
				26	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	9	8		
				27	人権同和教育事業(小学校)	8	8		
				28	人権同和教育事業(中学校)	8	8		
				社	会	29	社会教育事務事業	7	8
						30	生涯学習推進事業	7	7
	31	家庭教育学級推進事業	8			7			
	32	高齢者学習活動促進事業	6			7			
	教	育	33		青少年育成推進事業	8	9		
			34		「さつまの日」推進事業	6	5		
		課	35		学校応援団推進事業	6	6		
			36		自治活動推進事業	9	9		
			37		公民会・公民館合併の促進	7	8		
			38		図書室運営事業	7	7		
			39		ブックスタート事業	8	8		
			40		学校開放事業費	6	6		
			41		社会体育事業費	6	6		
			42		芸術文化活動事業	9	9		

目標	課名	番号	事務事業名	評価	
				達成度	方向性
	社会 教育 課	43	郷土芸能伝承活動事業	6	7
		44	郷土学習推進事業	6	6
		45	文化財保護事業	6	7
		46	埋蔵文化財調査事業	7	8
		47	歴史民俗資料館運営	6	8
平均				7.60	7.60

[資 料]

教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定に基づき、さつま町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、自己点検及び評価（以下「事務点検評価」という。）を実施することに関し必要な事項を定め、効果的な教育行政の推進に資することを目的とする。

(事務点検評価の実施)

第2条 教育委員会は、毎年、前年度に係るその権限に属するすべての事務を対象に事務点検評価を行う。

(外部の有識者の知見の活用等)

第3条 教育委員会は、事務点検評価の客観性を確保するため、外部の有識者（以下「外部評価委員」という。）の知見を活用するものとする。

- 1 外部評価委員は、教育に関する有識者で、教育行政について客観的に意見を述べることができる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 2 外部評価委員は、教育委員会の事務点検評価について、意見・要望等を述べるものとする。
- 3 外部評価委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。欠員が生じた場合における補充者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務点検評価結果の活用)

第4条 教育委員会は、事務点検評価結果を教育施設の企画立案等、効果的な教育行政の推進等に活用するものとする。

(町議会への報告等)

第5条 教育委員会は、事務点検評価に係る報告書を作成し、町議会に提出するとともに、公表するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事務点検評価に必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (抜粋)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

さつま町教育委員会 教育委員名簿 (平成30年11月現在)

職 名	氏 名
教 育 長	原 園 修 二
委員（教育長職務代理者）	坂 口 正 浩
委 員	白 坂 和 美
委 員	手 塚 千 草
委 員	上 別 府 克 朗